公 示 日:2023年8月23日(水)

調達管理番号: 23a00485

国 名:ルワンダ

担 当 部 署:人間開発部保健第一グループ第一チーム

調 達 件 名:ルワンダ国母子・地域保健サービスの質向上プロジェクト基本計

画策定調査 (評価分析)

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 :評価分析

(2) 格付:3号

(3) 業務の種類:調査団参団

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間:2023年10月上旬から2023年11月下旬

(2) 業務人月:現地 0.73、国内 0.50、合計 1.23

(3) 業務日数:準備期間 現地業務期間 整理期間

5日 22日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(4) 提 出 方 法:電子データのみ

◆ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2022 年 4 月)」 の「別添資料 11 業務実施契約(単独型)公示にかかる競争手続き」 電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等:

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4点

(2) 業務従事者の経験能力等:

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験 8点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	ルワンダ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等:応募を排除する者はありませんが、本調査を受注 した法人及び個人(補強所属 元企業含む)は、当該技術協力プロジェク ト等事業本体への応募・参加を認めません。 本調査終了後に、詳細計画 策定フェーズ及び本体活動実施フェーズを組み合わせた公示を実施予定 です。
- (2) 必要予防接種: 黄熱 入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)が必要です。

6. 業務の背景

ルワンダでは、妊産婦死亡率が 203(出生 10 万対、Rwanda Demographic and Health Survey、RDHS2019-2020)、新生児死亡率が 19(出生 1000 対、同)、5歳未満児死亡率が 45(出生 1000 対、同)と高く、それぞれの死亡率の改善は 2015年以降停滞しており、母子保健サービスの改善が急務である。ルワンダ保健省としても、母子・地域保健を最優先課題の 1 つとして取組を進めている。これを踏まえ、本事業は、コミュニティ・ヘルス・ワーカーをはじめとする保健医療従事者の能力強化を通じて、コミュニティ・レベルでの産前・産後ケア等の母子保健サービスへのアクセス拡大と質向上に向けた取組を行うことで、ルワンダにおける妊産婦・新生児・乳幼児の健康改善を目的とするものである。

今次基本計画策定調査は、計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理したうえで、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに係る合意文書締結を行うとともに、事前評価を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、基本計画策定調査団員として、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準(妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性)に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2023年10月上旬)
 - ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を

把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。

- ② ルワンダ側関係機関や他ドナー等に対する質問票(案)(英文)を作成する。作成した質問項目(案)は、現地派遣前にJICAに提出すること。
- ③ プロジェクトのPDM(Project Design Matrix)案、PO(Plan of Operations) 案を検討する。
- ④ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地業務期間(2023年10月上旬~2023年10月下旬)
 - ① JICAルワンダ事務所等との打合せに参加する。
 - ② ルワンダ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他団員と協力し、議事録を作成する。
- ③ 事前に配布した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報·資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整/指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関(UNICEF、WHO、UNFPA、USAID、 世界銀行、NGO等)の活動動向、連携の可能性
 - ④調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案(プロジェクトの協力期間、 実施体制、討議議事録(R/D: Record of Discussions) を他団員とともに 検討する。
 - ⑤関係者との協議で合意された内容について、R/D(案)(英文)及び協議議事録(M/M:Minutes of Meetings)(案)(英文)の作成に協力する。特に、PDM案の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス │ 事業評価 │ 事業・プロ ジェクト - JICA

- ⑥実施機関に対するR/D案を含むM/M案への説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦担当分野に係る調査結果をJICAルワンダ事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間(2023年11月上旬~2023年11月中旬)
 - ①帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
 - ② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他団員とともに取りまとめる。
 - ③ 評価 6 項目(妥当性、整合性、有効性、効率性、インパクト、持続性)の 観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。
 - ④担当分野にかかる基本計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2023年11月14日(火)までに提出。

次の①~②、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野に係る基本計画策定調査報告書(案)(和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理 ガイドライン(2022年4月-2023年4月追記版)」の「X.業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 航空経路は、日本⇔ドーハ⇔キガリ、日本⇔ドバイ⇔ナイロビ⇔キガリ、または 日本⇔アムステルダム⇔キガリを標準とします。

10. 特記事項

- (1) 業務日程/執務環境
 - ① 現地業務日程

現地業務期間は2023年10月10日~10月31日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員に 1 週間程度先行して現地調査の開始を 予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 評価分析(本コンサルタント)
- ③ 便宜供与内容

JICA ルワンダ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎:あり
- イ) 宿舎手配:あり
- ウ) 車両借上げ:全行程に対する移動車両の提供(JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上:なし
- オ) 現地日程のアレンジ: JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントに よるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供:なし

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 人間開発部保健第一グループ保健第一チームから配付しますので、hmge1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・要請書
- 案件概要表 (案)
- ② 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
- ア) 提供資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に 関する規程(2022年4月1日版)」及び「サイバーセキュリティ対策実施 細則(2022年4月1日版)」

イ) 提供依頼メール

・タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」

本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、 複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失 注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ルワンダ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10月)」(http://www2. jica. go. jp/ja/odainfo/pdf/guidance. pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応 次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体 的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上